



協会けんぽ



いしかわ

事業所内で回覧してください
支部からのお知らせ

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療にかかった医療費の確認と、健康保険に対する関心を高めていただくために、事業所様へ従業員様宛の「医療費のお知らせ」(親展封筒)を年に1回お届けしています。

- 送付時期 令和5年1月中旬から下旬にかけて順次送付
- 対象期間 令和3年10月から令和4年9月診療分
(令和4年12月上旬時点の記録をもとに作成しております)



事業主の皆様へ



「医療費のお知らせ」は大切な個人情報が含まれています。
個人宛の封筒は開封せずに従業員の皆様にお配り願います。

「医療費のお知らせ」は確定申告の医療費控除に利用することができます

▷確定申告に関するお問い合わせは、国税庁のホームページまたは最寄りの税務署にてご確認ください。

よくあるご質問

Q1 令和4年10月以降分の確定申告をするにはどうすれば良いですか？

→ 今回のお知らせ対象期間は、主に令和3年10月～令和4年9月診療分です。令和4年10月以降の申告は医療機関等の領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成し、申告を行ってください。詳細につきましては、国税庁のホームページまたは最寄りの税務署にてご確認ください。

Q2 受診をしているのに「医療費のお知らせ」に記載がない医療機関があるのはなぜですか？

→ お知らせ対象期間中であっても、特定の診療科を有する医療機関で受診された場合等については「医療費のお知らせ」に記載されない場合があります。

Q3 「医療費のお知らせ」が届かないのですが？

→ お知らせ対象期間中に医療機関へ受診されていない方については、「医療費のお知らせ」は作成されません。また、今回は令和4年12月上旬の記録をもとに作成しているため、作成時点において退職等による資格喪失情報が反映している方についても「医療費のお知らせ」は作成されません。

Q4 すでに退職した方も届きましたが、どうすればよいですか？

→ 令和4年12月上旬の「医療費のお知らせ」作成時点において、退職等による資格喪失情報が反映していなかった方の分が届く場合があります。すでに退職しているため配付できない場合は、恐れ入りますが開封せずに同封の返信用封筒にて協会けんぽまでご返送をお願いします。

お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 レセプトグループ 電話 076-264-7203



12月22日は「ジェネリック医薬品の日」



ジェネリック医薬品が広く認知されることとなった12月22日は「ジェネリック医薬品の日」として一般社団法人日本記念日協会に正式に登録されています。

協会けんぽのホームページにもジェネリック医薬品の情報を掲載中！
ジェネリック医薬品の使用促進にご協力をお願いします。

CHECK!



ジェネリック医薬品の使用割合はインセンティブ制度の指標の1つとなっており、使用割合が向上することで、保険料負担の軽減につながります。

退職される方へ健康保険の 手続きについてご案内ください。



在職中の 保険証は事業所へ返却

- * 保険証を使用できるのは**退職日まで**です。
- * ご家族(被扶養者)の保険証、高齢受給者証等が交付されている場合は併せて事業所へ返却してください。
無効な保険証の使用が判明した場合、協会けんぽが負担した医療費をご本人に返還していただくことになります。

退職後の健康保険は 選択して 加入

- * 退職後の健康保険は退職される方ご自身で手続きを行っていただくことになります。
ご自身で健康保険の加入条件の確認や保険料の比較を行ったうえで加入手続きを進めてください。

協会けんぽの

任意継続保険

【申請・お問い合わせ先】

住所地の協会けんぽ都道府県支部

市町村の

国民健康保険

【申請・お問い合わせ先】

住所地の市町村役場

ご家族の

被扶養者

【申請・お問い合わせ先】

ご家族の勤務先

2023年1月から 協会けんぽの申請書・届出書が新しくなります!

新様式の申請書等は、協会けんぽのホームページから入手できます。

協会けんぽのホームページにある「申請書ダウンロード」部分をクリック → 必要な申請書を選択してダウンロード → 印刷

郵送を希望される場合は、協会けんぽからの郵送も行っております。

2023年1月以降、新様式の申請書等の使用にご協力をお願いいたします。

※2022年12月以前に新様式の申請書等を使用いただいた場合や、2023年1月以降に旧様式(現在使用している申請書等)を使用いただいた場合、**事務処理等に時間を要してしまう** ことがございますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 業務グループ 電話 076-264-7202

年末年始の業務案内

年末年始の業務につきましては、12月29日(木)から1月3日(火)までの間、お休みさせていただきます。
年始は1月4日(水)から通常営業いたします。

協会けんぽの申請書類はすべて郵送でご提出いただけます。窓口の混雑軽減のため郵送での申請にご協力をお願いします。

発行元

協会けんぽ 石川 検索



全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

◀「協会けんぽいしかわ支部からのお知らせ」のバックナンバーは
ホームページからもご覧いただけます



協会けんぽのメールマガジン

健康保険の
最新情報を
無料でお届け!
登録はこちらから▶

